

【特記仕様書作成例】

第 条 工事書類の簡素化について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化対象工事である。
- 2 「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。
- 3 工事書類簡素化要領に定めのない事項は、監督員と協議するものとする。

※「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」は、宮崎県庁ホームページ（トップ>社会基盤>公共事業>技術基準>工事書類の簡素化について（令和2年4月1日））に掲載している。